

# 国民健康保険証が 8月から変わります

☎ 保険年金課 ☎ 21-1148 市役所GF（グランドフロア）

国民健康保険は、平成30年4月から都道府県単位の運営に変わりました。利便性とサービス向上のため、保険証の様式や更新時期を県内で統一し、70歳以上の人の高齢受給者証と保険証が合わせて1枚になるほか、特定健診が県内の指定医療機関で受診できるようになります。

なお、各種手続きや保険税、給付サービスなどの窓口はこれまでどおり市町村で行い、加入者の皆さんの負担や手続きは原則変わりません。



## 新しい保険証を簡易書留郵便で送ります

現在お持ちの国民健康保険証の有効期限は平成30年7月31日までです。8月1日から使用できる新しい保険証は7月中旬から下旬に簡易書留郵便で送付します。今回送付する保険証の有効期限は平成31(2019)年7月31日までです。

ただし、平成30年8月2日から平成31(2019)年7月31日までに、次の①②③に該当する人は有効期限が短くなっています。

※いずれも有効期限が切れる前に新しい保険証を送付します。

（手続きは不要です）

### ① 75歳になる人

有効期限が誕生日の前日になっています。75歳の誕生日以降は後期高齢者医療保険に変わります。

### ② 70歳になる人

有効期限が誕生月の末日(1日生まれの人は誕生日の前日)になっています。病院窓口での負担割合を記載した新しい保険証を送付しますので、誕生月の翌月1日(1日生まれの人は誕生日)から使用してください。

### ③ 65歳になる人のうち退職者本人・退職被扶養者の保険証を使用している人

有効期限が誕生月の末日(1日生まれの人は誕生日の前日)になっています。誕生月の翌月以降(1日生まれの人は誕生日以降)は一般保険証に切り替わります。

【保険証イメージ】

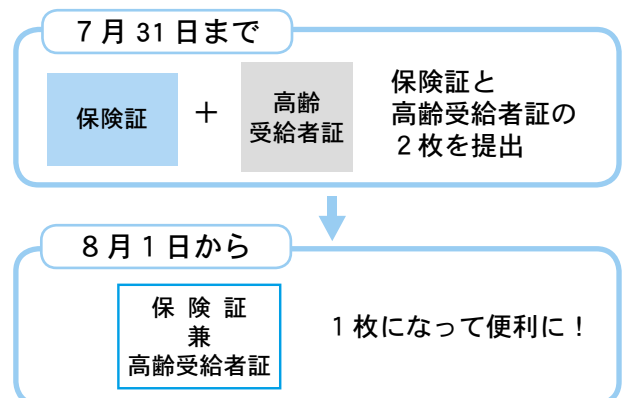
大分県	有効期限	平成31年7月31日
国民健康保険 被保険者証	記号	べつぷ 番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 〇
適用開始年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日	平成30年8月1日	
世帯主氏名	〇〇 〇〇	
住所	別府市〇〇〇〇〇〇〇〇	
保険者番号	440024	交付者名 別府市 印

今回送付する保険証の色は「朱色」です。

## 8月から保険証と高齢受給者証が一つになります (70歳～74歳の人)

これまで70歳～74歳までの人は、国保の保険証とは別に、自己負担割合を示す「高齢受給者証」が交付され、保険証と高齢受給者証の2枚を病院窓口に表示しなければなりませんでした。今回送付する保険証には病院窓口での負担割合が記載されていますので、8月1日からは高齢受給者証を提示する必要がなくなります。

※7月31日までは高齢受給者証の提示が必要です。破棄しないようお願いします。



# 病院窓口で支払う自己負担割合（70歳～74歳の人）

医療機関を受診したときの自己負担割合は、住民税の課税標準額等によって判定します。

※課税標準額とは総所得金額から各種控除や必要経費を除いたあとの金額

区分	自己負担割合	対象者
現役並み所得者	3割	生年月日は問いません
現役並み所得者以外	2割	昭和19年4月2日以降生まれの人
	1割(特例により)	昭和19年4月1日以前生まれの人

## ■自己負担割合の判定

### ◎3割負担となる人【現役並み所得者】

同じ世帯に課税標準額が145万円以上の、国民健康保険に加入している70歳～74歳の人がある場合  
※下記に該当する場合は申請により自己負担割合が2割(昭和19年4月1日以前が誕生日の人は1割)となります。

国民健康保険に加入している70歳～74歳の人がある世帯に1人いる場合	合計収入が383万円未満
国民健康保険に加入している70歳～74歳の人がある世帯に2人以上いる場合	合計収入が520万円未満

### ◎2割(昭和19年4月1日以前が誕生日の人は1割)負担となる人【現役並み所得者以外】

同じ世帯に課税標準額が145万円以上の、国民健康保険に加入している70歳～74歳の人がない場合  
※昭和20年1月2日以降生まれの人がいる場合は、基礎控除後の合計総所得が210万円以下であれば該当。

# 70歳以上の皆さんの一般区分と現役並み区分の医療費自己負担限度額が変わります

国民健康保険に加入している70歳以上の人がひと月に支払う医療費の上限額が8月から変わります。詳しくは5ページをご覧ください。



# 限度額認定証の更新を7月2日(月)から受け付けます

医療機関を受診したとき、限度額(所得区分によって異なります)を超えた自己負担分は申請により高額療養費として支給されます。ただし、あらかじめ限度額認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を受けて、医療機関に提示すると、医療機関への支払が自己負担限度額までになります。非課税世帯の人は入院時の食料料を減額することもできます。

## ■対象者

70歳未満の人	課税世帯	【A】更新が必要	
	非課税世帯	【B】更新が必要・食事代の減額あり	
70歳～74歳の人	課税世帯	課税所得 690万円以上	【C】申請不要
		課税所得 380万円以上 690万円未満	【A】平成30年8月分から発行可能 ★
		課税所得 145万円以上 380万円未満	【A】平成30年8月分から発行可能 ★
	非課税世帯	課税所得 145万円未満	【C】申請不要
	非課税世帯	【B】更新が必要・食事代の減額あり	

★平成30年8月から対象者の範囲が広がり、70歳以上の課税所得145万円以上690万円未満の被保険者のいる世帯に属する被保険者についても対象になり、新たに限度額認定証が発行可能になります。  
※限度額認定証を提示しないと医療機関窓口でのお支払いが一旦上限額以上になる場合があります。

## ■【A】【B】の申請期間

7月2日(月)～8月31日(金)

既に認定証をお持ちの人は、7月末で有効期間が切れますので、必要な人は8月末までに更新の手続きをしてください。7月中に申請した人は7月末までにご自宅に送付します。

※新規申請は随時受け付けます。その場合、申請月の初日から有効となり、申請月前月までの受診分は対象外となりますのでご注意ください。

※国保税に滞納があると発行ができない場合があります。

## ■申請に必要なもの

- ①国民健康保険証
- ②印鑑
- ③お手持ちの認定証(更新者)
- ④写真付きの身分証明書(有効期限内のもの)
- ⑤マイナンバーの確認できるもの

※非課税世帯の人で長期入院該当者(申請月以前の1年間で入院日数が91日以上ある人)は、入院日数を確認できる書類(領収書など)が必要です。

※出張所でも手続きできますが、認定証は後日郵送になります。